平成25年度年金所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定・変更通知書の見方

お問い合わせの際には、この番号をお知らせください。

年金から引落しする税額に変更があれば、その変更理由が表示されます。

平成25年度
年金所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書

区	通知書番号	税額変更理由

平成25年4月・6月・8月は、平成25年2月の引落し金額と同額を、平成25年度税額として、引き続き引落し(通知書仮特別徴収税額Ⓑ)ます。

この仮特別徴収税額が、平成25年度税額より多くなる場合には、年金保険者からの入金を確認した後、速やかに還付します。なお、未納の徴収金がある場合には、還付せず充当します。詳しくは、後日送付する過誤納金還付兼充当通知書をご覧ください。

今年度の市民税・県民税で公的年金から引落しする金額

今年度納めていただく、市民税・県民税を合わせた金額です。

課税標準額(❶－❷)にそれぞれの税率(通知書裏面参照)を乗じて求めた所得割額から税額控除額❸を控除した後の金額です。(100 円未満の端数切捨て)

年金特別徴収税額Ⓐから仮特別徴収税額Ⓑを差し引いた残額Ⓒを平成25年10月・12月・平成26年2月に割り振って引落しする金額です。

本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によって徴収する額は次のとおりです。

特別徴収年税額 Ⓐ
円

徴収月と金額	平成25年4月	平成25年6月	平成25年8月
Ⓑ	円	円	円
Ⓒ	平成25年10月	平成25年12月	平成26年2月
	円	円	円

※4月・6月・8月に徴収する額は昨年度の通知書において特別徴収(引落し)することを通知した額です。

あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、来年度税額として平成 26 年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によって徴収します。

平成26年4月・6月・8月 仮徴収額
円

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称	
特別徴収を行う公的年金の種類	

● 税　額　【所得割額(課税標準額×税率－税額控除額)＋均等割額－減免額】

内訳	決定税額 市民税(円)	決定税額 県民税(円)	変更前税額 市民税(円)	変更前税額 県民税(円)	増減額 市民税(円)	増減額 県民税(円)
税額控除前所得割額(❹)						
税額控除額計(❸)						
税額控除後所得割額(❹－❸)						
均等割額						
減免額						
差引合計						
年税額						
徴収方法 普通徴収税額(納付書等による納付額)						
徴収方法 給与からの特別徴収税額						
Ⓐ 徴収方法 年金からの特別徴収税額						
徴収月と税額 4月		6月		8月		10月
徴収月と税額 12月		2月				
徴収月と税額 ( )内は変更前						

『給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書』により通知した金額です。

所得とは、収入金額(売上等)からその収入を得るために必要な経費を差し引いた利益の部分の金額です。
給与や年金収入の場合には、収入金額に応じて必要経費相当額(給与所得控除額等)を控除し、所得金額を求めます。

あなたが来年度も引き続き公的年金等を受給される場合には、平成 26 年 2 月に引落しする金額と同額を、平成 26 年度の仮特別徴収税額として引落します。

市民税県民税の引落しの対象となる公的年金の支払者と年金種類です。
※介護保険料が引落しされる年金と同じ年金です。
※障害年金・遺族年金は、引落しの対象となりません。

給与所得額＝
　給与収入額－給与所得控除額
　　(又は特定支出控除額)
雑所得
・年金所得額＝
　公的年金等収入額－公的年金等控除額
・その他雑所得＝収入金額－必要経費

所得金額(❶)の内訳　※それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています

所得区分		所得金額 円	変更前所得金額 円
総所得金額の内訳	営業(等)		
	農業		
	不動産		
	利子		
	配当		
	給与所得(給与収入)		
	雑(年金所得等)(公的年金等収入)		
	総合譲渡・一時		
純・雑繰越損失			
分離課税用所得金額の内訳	山林・退職所得		
	短期譲渡 控除		
	短期譲渡 一般		
	短期譲渡 軽減		
	長期譲渡 控除		
	長期譲渡 一般		
	長期譲渡 特定		
	長期譲渡 軽課		
	株式等 譲渡 上場		
	株式等 譲渡 非上場		
	株式等 上場配当		
	株式等 繰越損失		
	先物取引 雑所得		
	先物取引 繰損		
	条約利子・配当		

● 所得控除額(❷)の内訳

所得控除区分	所得控除額 円	変更前所得控除額 円
基礎		
障害者		
寡婦(夫)		
勤労学生		
配偶者・扶養		
配偶者特別		
雑損		
医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等		
生命保険料		
地震保険料		
所得控除計		

● 人的控除の内訳

区分	内訳	変更前	区分	内訳	変更前
基礎			扶養 同居老親		
本人障害 特別			扶養 老人		
本人障害 他			扶養 特定		
寡婦 一般			扶養 他		
寡婦 特別			扶養障害 同居特障		
寡夫			扶養障害 特別障害		
勤労学生			扶養障害 他		
配偶者 老人			( )	( )	( )
配偶者 他					

(内訳欄に＊印又は人数を表示しています)

控除対象外 16歳未満の扶養親族数	人

● 軽減コード
※軽減が適用されている場合に軽減コードを記載しています。詳細は裏面をご覧ください。

変更後	変更前

● 課税標準額(❶－❷)

区分	課税標準額 円	変更前課税標準額 円
総所得		
短期譲渡		
長期譲渡		
株式・先物		
山林・退職		
条約利子・配当		

● 税額控除額(❸)の内訳

区分	市民税 (円)	県民税 (円)
調整		
住宅借入金等		
外国税額		
配当		
配当割株譲割		
寄附金		
所得割調整		
合計		

市民税県民税の所得控除額は、所得税の控除金額と異なる場合があります。
扶養控除等人的控除額の違いについては、通知書裏面をご参照ください。

市税条例に基づく減免が適用されている場合には、コード番号を表示しています。
コード番号については、通知書裏面「軽減コードについて」をご覧ください。

課税標準額＝所得金額❶－所得控除額❷
(1,000 円未満の端数切捨て)